

令和6年3月11日都市整備部住宅課

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに高齢者住宅を設置するとともに、使用の手続に係る規定を整備する ため、江東区高齢者住宅条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 入居時に必要としていた連帯保証人の届出を不要とし、連帯保証人に関する規定を削る。
- (2) 新たに高齢者住宅を設置する。

名称	所在地	戸数	
江東区営猿江住宅	東京都江東区猿江一丁目11	単身世帯用	28戸
	番22号(江東区営猿江住宅	住宅	
	内)	2人世帯用	4戸
		住宅	

3 施行日

令和6年4月1日から施行する。ただし、上記(2)は令和6年8月1日から施行する。

現行	改正案
目次 (略)	目次 (略)
第1条~第11条 (略)	第1条~第11条 (略)
(使用の手続)	(使用の手続)
第12条 前条の規定により高齢者住宅の使用者	第12条 前条の規定により高齢者住宅の使用者
として決定された者は、規則で定める <u>資格を有す</u>	として決定された者は、規則で定める請書を提出
<u>る連帯保証人の連署する</u> 請書を提出しなければ	しなければならない。
ならない。ただし、区長が特別の事情があると認	
める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。	
2 • 3 (略)	2 · 3 (略)
(極度額)	
第12条の2 区長は、使用者が滞納その他の事由	(削る)
により使用料等を納付しない場合は、前条第1項	
に定める連帯保証人に対し、規則で定める極度額	
を限度として使用者に代わって納付するよう請	
求することができる。	
第13条~第44条 (略)	第13条~第44条 (略)
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住	3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住

名称	位置	種別	戸数	
江東区ピアお	東京都江東区	単身世帯	3 2戸	
おじま	大島六丁目1	用住宅		
	4番4号	2人世帯	8戸	

宅を借り上げて設置する高齢者住宅

3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住 宅を借り上げて設置する高齢者住宅

名称	位置	種別	戸数	
江東区ピアお	東京都江東区	単身世帯	3 2 戸	
おじま	大島六丁目1	用住宅		
	4番4号	2人世帯	8戸	

用住宅				用住宅	
	(加える)	<u>4</u> 区が民間	間業者が建設し	 た住宅を買	買い取って
		設置する高	高齢者 <u>住宅</u>		
		<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>種別</u>	<u>戸数</u>
		江東区営猿江	東京都江東区	単身世帯	28戸
		住宅	猿江一丁目1	用住宅	
			1番22号(江	2人世帯	4戸
			東区営猿江住	用住宅	
			<u>宅内)</u> 		
		附則			
		(施行期日)			
		1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。			
		ただし、別表の改正規定は、令和6年8月1日か			
		ら施行する。			
		(経過措置)			
		2 この条例による改正後の江東区高齢者住宅条			
		例(以下「新条例」という。)第12条第1項の			
		規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と			
			に新条例第4多		よる使用許
			針から適用する		
			こ提出された請		
			よる使用許可に		
			2条第1項の規 t	見正により抗	足出された
		請書とみなっ	0 0		